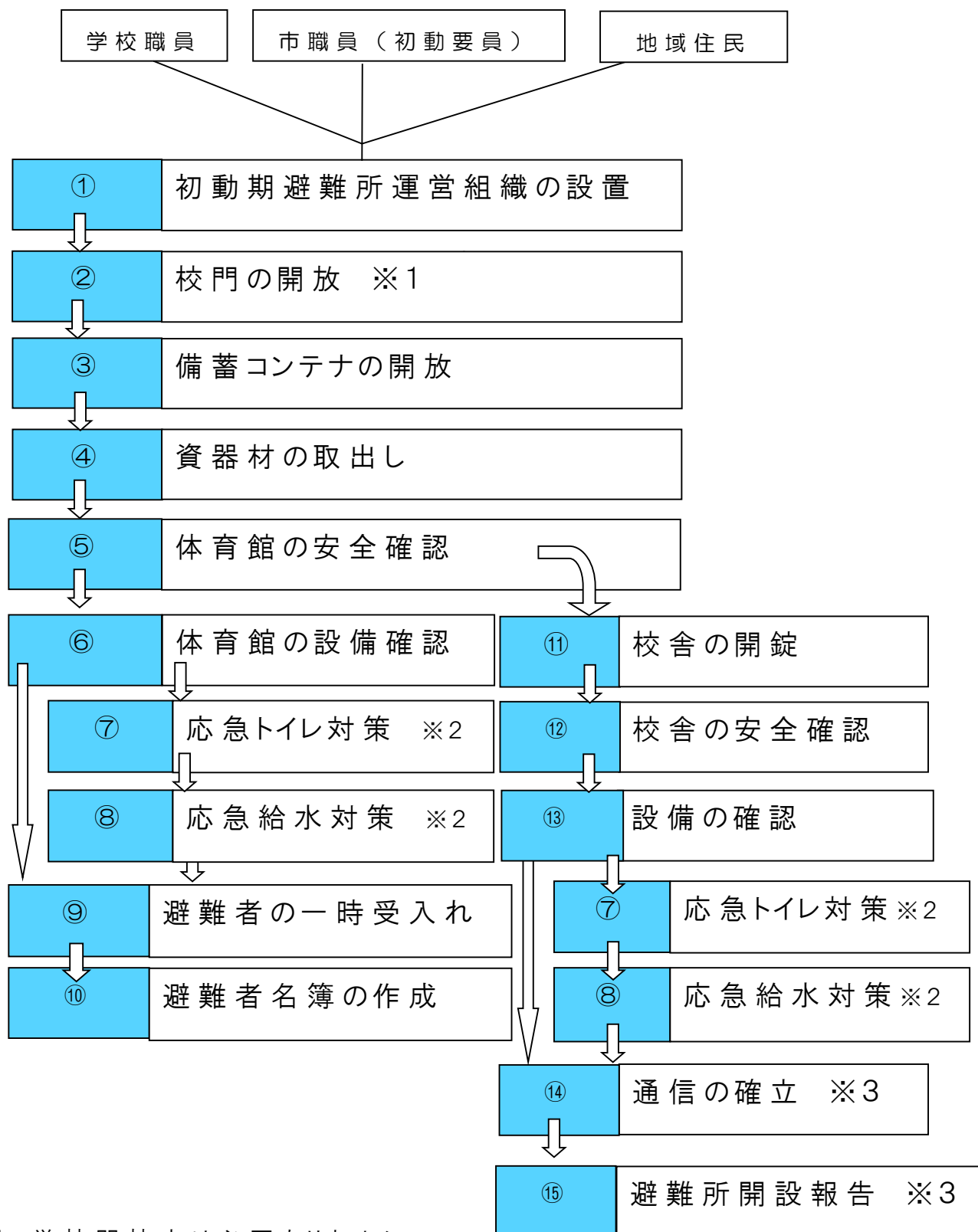


避難所開設

避難所開設

次の流れで避難所の開設を行います。



※1 学校開校中は必要ありません。

※2 トイレ・水道に被害がなければ必要ありません。

※3 原則として、学校職員・市職員による利用を想定しています

① 初動期避難所運営組織の設置

○集合場所 正門前の周辺

集まる人たち

- ・学校職員（開校中）
- ・市職員（避難所担当）
- ・市初動要員（休日夜間の場合）
- ・自治会役員等



☆単独では行動しないこと！

最低でも3名がそろってから行動。

1人	後から来る人に、状況伝達や指示をする。
2人	コンテナや体育館の開放などの行動に移る。

② 校門の開放

この手順は、休日・夜間で学校職員が対応できない場合の手順です。

災害時は避難者を受け入れるため、校門を開放します。

○学校正門を開放してください。

○校庭で待機を呼びかける。



③ 備蓄コンテナの開錠

- 平日の日中は、学校教職員若しくは市役所避難所担当者が開放します。
- 休日・夜間の場合は、次表の鍵所有者で、最も早く到着した人が開放します。

No.	役職	鍵の所有数	備考
1	学校職員	1	職員室保管
2	初動要員 (市職員)	5	各自保管，震度5弱以上で自動参集
3	自治会等	1	備蓄コンテナ2の取っ手のキーボックス内に保管(暗証番号:HPでは非公開)

- キーボックス



暗証番号をセット

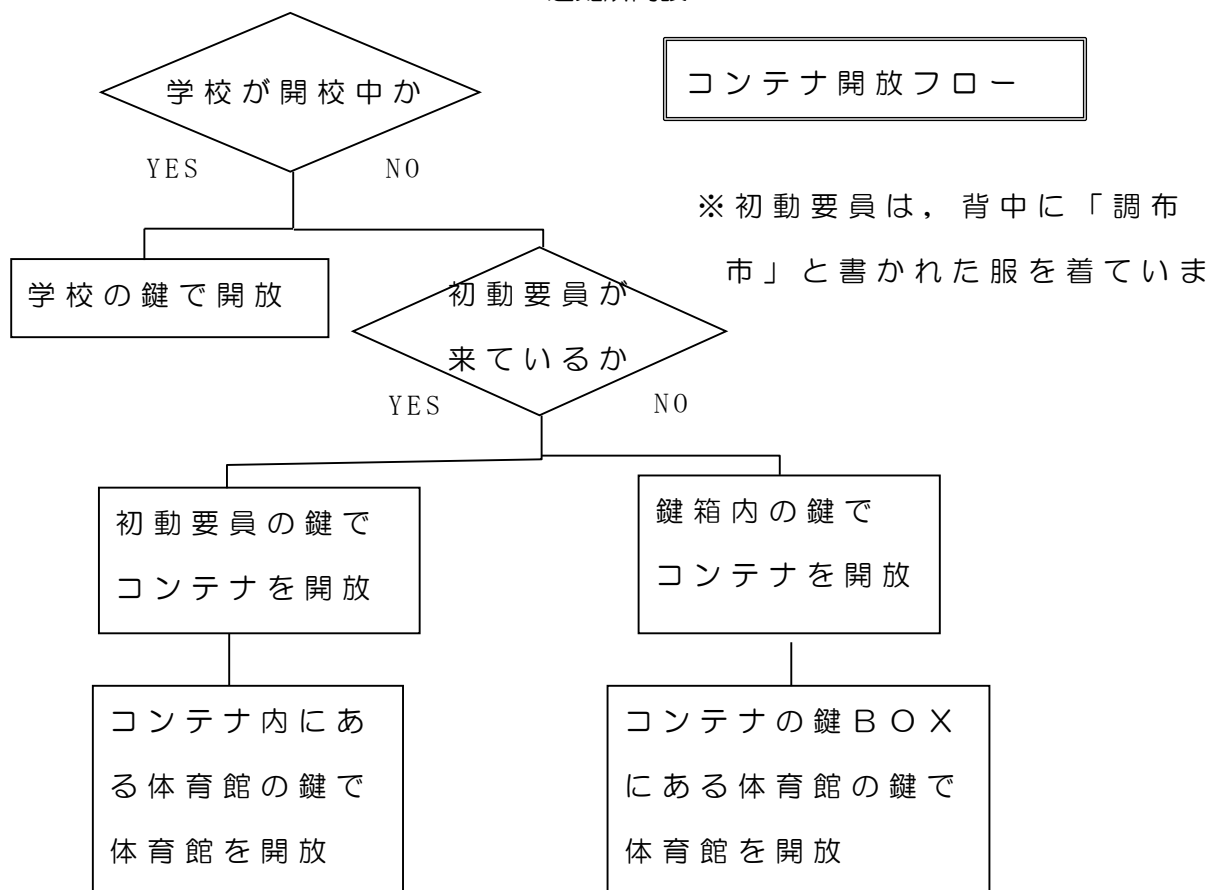
側面をスライドすると、中にコンテナの鍵が入っています。



※吊手の解除は、暗証番号の各桁から、マイナス3した番号をセットする。
例) 暗証 ● ● ● ●
吊手 ● ● ● ●



避難所開設



④ 資器材の取出し

注意

すぐに食料や毛布の配布はしないでください。

早い者勝ちではなく、本当に必要とする方に渡せるように、食料や毛布はすぐ配らないこと。支援物資が届くまでは、備蓄品が頼りです。

	品名	チェック	目的
避難所開設資器材	筆記用具		避難者名簿の作成に必要です。
	避難者名簿用紙		
	町丁名表示札		避難者の受付時に必要です
	「危険」表示札		避難所開設前の施設確認時に必要です。
	「立入禁止」表示札		
	養生テープ		スペース区分け、札の貼り付けに必要です。
	懐中電灯		避難所開設前の施設確認に必要です。
	ラジオ		正確な情報収集に必要です。
	ハンドマイク		避難者が多数の場合に、誘導などに必要です。
	電池		懐中電灯・ラジオ・ハンドマイクに必要です。
	ブルーシート		体育館等のスペース区分けに必要です。
携帯トイレ		トイレの水が流れない場合に必要です。 便器が使用可能で、水が出ない場合の凝固材です。	

●夜間の場合は・・・

夜間対応資器材	品名	チェック	目的
	投光機		夜間，停電時の照明として必要です。
	発電機		夜間，停電時に，投光機の電源として必要です。
	コードリール		夜間，停電時に，投光機と発電機を離れた場所に設置する場合に必要です。

●救助が必要な場合は・・・

救助搬送資器材	品名	チェック	目的
	ジャッキ		救助が必要な場合に使用します。
	バール		
	担架		ケガ人や歩行が困難な方の搬送に必要です。
	車椅子		
	組立て式リヤカー		

コンテナ状況



コンテナを開けた中央下の袖机に・・・

1段目	体育館の鍵，筆記用具，
2段目	避難者名簿用紙，貼り紙用紙
3段目	初動要員用ベスト

原則として、「すぐ使うものは手前」に配置しています。

●避難所開設用資器材

●夜間対応資器材

●救助用資器材は，コンテナの手前に置いてあります。

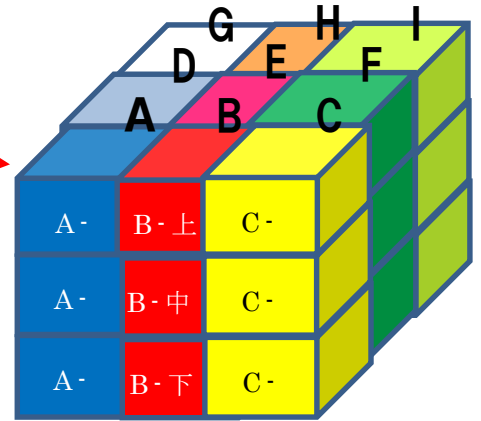
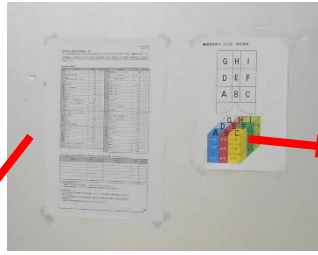
備蓄コンテナには，備蓄品の写真付リストが備えてあります。

また，「どこに何が入っているか」を次のように表しています。

コンテナ状況



避難所開設



エリア表示は、コンテナ内を27エリアに分けたものです。

救 助 物 資	工具類（スコップ・ハール・シヤッキ等）	1セット	C-下
	救助ロープ	2本	C-下
	担架	1個	C
	三角巾	160枚	A-上
	救急箱（応急医療品）	2セット	A-上

⑤ 体育館の安全確認

目的

避難者を収容する前に、まず体育館の安全を確認します。

鍵の開錠

次のいずれかの方法により体育館を開放してください。

- ① 地域の皆さんや開放委員がもっている鍵で、体育館の鍵を開錠する。
- ② 備蓄コンテナから取り出した鍵を使用して、体育館の鍵を開錠する。

※警報装置が鳴動します。訓練時は、あらかじめ警報装置の設定解除が必要です。

チェックシートによる安全確認

チェックシートを用いて安全確認します。確認は、2名以上で行います。

※避難者のなかに建築士・応急危険度判定士がいる場合は、危険度判定を依頼してください。

危険箇所がある場合は・・・

危険と思われる箇所は、「危険」の表示や

「立入禁止」表示を行います。

（表示札は、備蓄コンテナに入っています。）



写真：財団法人消防科学総合センター

⑥ 体育館の設備確認

体育館の設備を確認します。

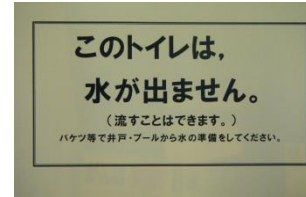
多摩川小学校		
設備	細分	使用可否
電気		可・否
トイレ	上水道	可・否
	トイレ排水	可・否
放送設備	体育館内	可・否

※夜間で照明が利用できない場合は、発電機と投光器により照明を確保します。

※トイレが使用できない場合は、応急トイレ対策を実施します。

⑦ 応急トイレ対策

トイレの水が出なかったら・・・



右の張り紙をしたうえで、井戸水やプールの水をバケツなどに準備します。

※ 水の運搬は、重労働です。早いうちに作業分担を決めましょう。

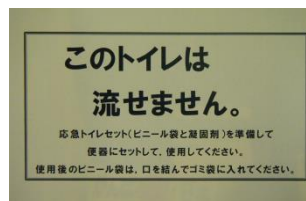


写真：財団法人消防科学総合センター

ティッシュペーパーなどの水に溶けない紙を使用せざるを得ない場合は、流さずにビニール袋などを準備して、そちらに捨てるようにします。

トイレの水が流せなかったら・・・(下水管の破損)

便器が使用可能であれば、携帯トイレ(ビニール袋と凝固剤)を配置します。



使用後は、漏れないように結んでゴミ袋に捨ててください。ゴミ袋が一杯になった場合は、可燃ごみとして、ゴミ集積所へ持って行ってください。

(張り紙はこちらを使用)

トイレが損壊して使用できなかった

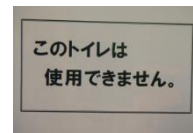
張り紙をしたうえで、屋外に仮設トイレを組み立てます。

組み立てる場所は、

- おすすめ
- ・汚水枡のある部分に付属のホースが届くところ、
- ・汚物の回収や水の調達が容易なところを選定してください。

おすすめ

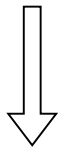
※ホースを汚水枡につなげることができないと、すぐに汚水タンクが一杯になってしまいます。



⑧ 応急給水対策



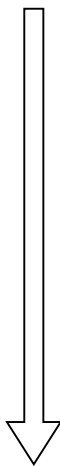
断水の確認



学校近隣の戸建て住宅の断水状況を確認してください。

※校舎内やマンションでは、高置タンク(落差により水圧をかけるために屋上などに設置されるタンク)により給水が継続されるため、断水の確認ができません。

高置タンク残量の使用



校舎内で給水管に損傷が無ければ、断水時でも高置タンクの残量分は、給水が可能です。

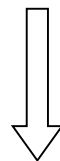
※トイレ排水も水洗が可能です。トイレ排水は使用を制限して、飲用専用としましょう。

多摩川小高置タンク

高置タンク設置状況	有効容量 (m ³)
多摩川小	6.4



生活水は井戸水・プール水へ変更



トイレ排水を制限した時点で、トイレや洗面等の生活水は井戸水やプール水を使用してください。

なお、トイレの対応は「応急トイレ対策」(前ページ)を参照してください。

水が出なくなったら(高置タンクが空になったら)・・・

地上の受水槽から給水します。

給水栓を活用して、給水をします。

多摩川小受水槽



給水



受水槽設置状況	有効容量(m³)
多摩川小	21.6

<ポイント> 受水槽の水量について
 多摩川小の合計有効容量 28.0 m³ = 28,000ℓ。
 飲料水確保の目安となる1人1日3ℓに換算すると、
 9,333人分。



残量管理と水の調達

受水槽の水が無くなる前に、水を運搬する体制を作ります。

男性数名で運搬チームを作り、備蓄倉庫内の水運搬容器(ロンテナ)をリヤカーなどに積載して応急給水施設へ向かいます。



水道水の保存期間について・・・

水道水くみ置き保存期間は、常温では3日、冷蔵庫で10日程度。

直射日光を避けて涼しい場所に保管すれば3日程度、冷蔵庫に保管すれば10日程度は、消毒用の塩素の効果は持続します。(日付をメモして貼っておくと便利です。)

避難所開設

<災害時の飲料用井戸水の提供>

No.	名称	所在	備考
1	慈恵医大第三病院	狛江市和泉本町 4-11-1	※災害時における井戸の使用に関する協力協定(平成18年締結)
2	調布市役所	小島町 2-35-1	※平成25年度から運用開始

<給水ステーション>

No.	名称	所在	備考
1	深大寺浄水所	深大寺南町 5-56-1	給水可能量 29,700 m ³ 災害時配水量 9,900 m ³
2	上石原浄水所	上石原 1-34-7	給水可能量 3,380 m ³ 災害時配水量 1,120 m ³
3	仙川浄水所	仙川 3-6	給水可能量 970 m ³ 災害時配水量 320 m ³
4	西町給水所	西町 717	給水可能量 20,000 m ³ 災害時配水量 5,900 m ³

※市内には4箇所の応急給水施設があります。その災害時配水量の合計は17,240 m³。市民ひとりあたりに換算すると、約80リットル(およそ4週間分)に相当します。

臨時給水体制

運搬した水により給水し、飲み水が無くなることの無いように管理します。

水の調達ができない場合

プールの水を飲用とするために、ろ水器をプールへ運搬します。

ろ水器の使用方法は、資料編「ろ水器取扱い要領」を参照してください。

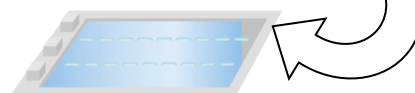
消火栓からの応急給水体制



避難所周辺の使用可能な
消火栓から給水するシステム



応援の給水車による給水体制



⑨ 避難者の一時受入れ

教室などを居住スペースとして割り振る前に、広いスペースに一時的に避難者を受入れます。避難者は、徐々に増えることが考えられますので、あくまでも仮のスペースであることを周知する必要があります。

体育館内の区分け

事前の体育館利用計画などに基づきブルーシートを張り、居住スペースを明示します。

通路となる部分や物資保管スペースを必ず確保するのがポイントです。

※体育館が使用できない場合は、屋内のできるだけ大きな空間を使用します。



写真：財団法人消防科学総合センター

避難者への説明

トラブルを予防するために、避難者された方々に次のアナウンスを行います。

「現在の場所は、一時的な場所です。
後で必ず移動してもらいます。」

「ペットは室内には入れないで下さい。外につないでください。」

避難者の一時受入れ

⑩ 避難者名簿をつくる

受付の設営

机や椅子を準備して、受付をつくります。

※町丁名別の表示を受付台に張り、名簿に記載してもらう。



ポイント

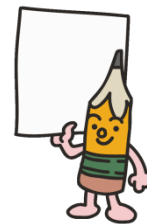
受付に列ができてしまうような場合は、先に用紙と筆記用具を配布しましょう。

名簿用紙と筆記用具の配布

備蓄コンテナから出した避難者名簿用紙と筆記用具を配布します。

緊急を要する要望，特別な配慮が必要な場合は、必ず内容を記載してもらいます。

- (例)・自宅が倒壊して中にまだ人がいる。
- ・受傷している。
 - ・介護を必要とする。
 - ・〇〇という薬が絶対に必要。
 - ・ミルクやおむつが必要



用紙の回収

- ・用紙を回収し，紛失しないように厳重に管理します。
- ・避難所入所者と避難所外被災者を分別して回収します。
- ・緊急を要する要望，特別な配慮が必要な場合は，混ざらないように注意し，連絡体制が整い次第災害対策本部へ連絡します。

収容者名簿の作成

- ・回収した用紙をもとに，避難者名簿を作成します。
- ・名簿に「食物アレルギー有」と記載した人で，子ども一人で避難してきたなど，とりわけ注意を要する人にビブスを着てもらおう。
- ・障害者等，援護を要する方，またはその支援者にカラーテープを貼ってもらう。
- ・最初は紙に記入して，電源の確保が出来次第，パソコンを使用する。

※一般車両，バイク及び自転車など，車両による避難所への乗り入れは禁止です。



⑪ 校舎の開錠

人命に関わるような緊急止むを得ない場合を除き、学校関係者の到着を待ちます。また、緊急の場合でも校舎の開放は必要最小限とします。

⑫ 校舎の安全確認

学校関係者が到着したら、⑤に準じて安全確認を行います。
また、避難所運営に必要な部屋を確保するため、1階にある次の場所を「立入禁止」の表示を行います。

(「立入禁止」表示札は、防災備蓄倉庫に入っています。)

校舎・階層	立入禁止場所	目的
校舎 2 階	校長室	避難所運営本部として使用します。
	応接室	
	職員室	
	家庭科室	炊き出しに使用
	放送室	情報発信に使用するため。
校舎 1 階	保健室	応急救護処置に使用するため。
	特別支援学級	救護所
	理科室	支援物資受入れ・保管場所として使用します。
	給食室	食糧物資保管および調理スペースとして使用します。
校舎 2 階	印刷室	裁断器など、危険があるため、立入禁止とします。
校舎 3・4 階	特別教室他	図工室，図書室，パソコン室，音楽室等の特別教室は立入禁止。

<校舎開放時の原則>

普通教室の開放は、体育館では避難者を収容しきれない場合に行います。

また、教室の開放は、学校再開に向けて必要最低限とします。

⑬ 設備の確認

今後の避難所運営に必要な設備の使用可否を確認します。

ライフラインの確認

ライフラインの使用可否を確認します。

種 別	細 分	使 用 可 否
電 気		可・否
水	上 水 道	可・否
	井 戸 水	可・否
	プ ー ル 水	有・無
下 水 道	ト イ レ 排 水	可・否
通 信 設 備	電 話	可・否
	災 害 時 用 P H S	可・否
	M C A 無 線	可・否
	防 災 行 政 無 線	可・否
ガ ス		可・否

学校設備の確認

避難所の運営に大きな影響を与える設備の被害状況を確認します。

停電している場合は、破損状況などから、電力が回復した時点で使用できるかを判断します。

種 別	細 分	使 用 の 可 否 等
校 内 放 送 設 備		可 ・ 否
テ レ ビ		可 ・ 否
事 務 機 器	コ ピ ー 機	損 傷 有 ・ 無
	パ ソ コ ン	使 用 可 能 台
	プ リ ン タ ー	可 ・ 否

⑭ 通信手段の確保

多摩川小学校には、「災害時優先」の登録をした固定電話があります。通信規制がされた状況でも使用可能ですが、この電話が使用できない場合は、次の機器により通信手段を確保してください。

※この「通信手段の確保」は、原則として学校の教職員若しくは市職員が行います。ただし、教職員や市職員が不在の場合には、市民の皆様を実施していただくことも考えられます。

災害時用 PHS



災害時用PHSとは、「災害時に比較的つながりやすい」といわれているため、各学校に配置してあるPHS。電話機のような形状で、電源がなくても乾電池で使用できます。

(株式会社ウィルコム提供)

	PHS-1	PHS-2	PHS-3
配置場所	職員室 (副校長席机上)	特別支援学級 職員室 (校舎1階)	ユーフォー室 (携帯型)

MCA無線



MCA無線とは、市の公共施設、各学校や消防団に配置している無線機で、一斉同時通信に加えグループ通信、1対1通信ができるデジタル式無線機。バッテリーを内蔵しており、移設も可能である。

※MCAとは、Multi Channel Accessの略で、一定数の周波数を多数の利用者が共同で利用する通信方式を表します。

※無線機配置場所一覧・番号一覧は無線機と一緒になっています。

※MCA無線が使用不能だった場合は、防災行政無線を使用してください

配置場所

職員室(窓際)

防災行政無線



防災行政無線(移動系)とは、一斉同時通信方式のアナログ式無線機。MCA無線の配置に伴い、現在は予備無線機としている。

配置場所

職員室(火災報知器となり)

⑮ 避難所開設報告

避難所を開設した旨を、災害対策本部へ報告します。

<報告要領>

「こちらは多摩川小学校 避難所開設報告です。

ただいま多摩川小学校の避難所を開設しました。

以後の連絡は、

電話 042-481-7648

PHS 070-50898902

070-50895768

MCA無線 715 番

防災行政無線ちょうふ 234

で運用します。

報告者は、学校職員の 調 布 太 郎 です。

